

## 財務諸表に対する注記（法人全体）

1. 継続事業の全体に関する注記 . . . . . 該当なし

### 2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 . . . . . 該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

・ 有形固定資産及び無形固定資産 . . . . . 建物・構築物は旧定額法、事業開始時（平成14年）購入の器具・備品・装置は旧定率法、その後購入の器具・備品・車輛運搬具は定率法。

・ リース資産 . . . . . 該当なし

(3) 引当金の計上基準

・ 当法人は、決算日後最初に支給する賞与の支払に備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。

### 3. 重要な会計方針の変更

(1) 当年度より旧会計基準から(新)会計基準に移行した。

(2) 当年度より賞与引当金を計上している。

(3) 当年度より設備資金借入金の返済に、1年基準を適用した。

### 4. 法人で採用する退職給付制度

つぎの退職制度に加入している。

・ 独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度

### 5. 法人が作成する財務諸表と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）

(2) 事業区分内訳表（第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式）

当法人は公益事業、収益事業を行っていないので作成していない。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）

当法人の拠点は1つ（ケアハウスあすなろ拠点区分のみ）なので作成していない。

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）

当法人は公益事業、収益事業を行っていないので作成していない。

(5) 収益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）

当法人は公益事業、収益事業を行っていないので作成していない。

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ケアハウスあすなろ拠点区分（社会福祉事業）

「法人本部」、「ケアハウスあすなろ」、「デイサービスセンターあすなろ」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	33,750,000	0	0	33,750,000
建物	260,238,002	0	11,314,786	248,923,216

7. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩

国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産の減価償却相当額の取崩・・・6,301,179円

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地(基本財産)	33,750,000円
建物(基本財産)	248,923,216円

---

計	282,673,216円
---	--------------

担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	51,420,000円
-----------------------	-------------

---

計	51,420,000円
---	-------------

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の種類	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地	33,750,000		33,750,000
建物	441,676,796	192,753,580	248,923,216
構築物	1,213,204	373,031	840,173
器具備品等	14,409,080	13,755,321	653,759
その他	942,000		942,000
合計	491,991,080	206,881,932	285,109,148

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	3,768,879		3,768,879
合計	3,768,879	0	3,768,879

11. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
スウェーデン輸出信用銀行 日経平均 株価連動 円3段デジタル	10,000,000	10,000,000	0
合 計	10,000,000	10,000,000	0

1 2. 関連当事者との取引内容・・・・・・・・該当なし

1 3. 重要な偶発債務・・・・・・・・該当なし

1 4. 重要な後発事象・・・・・・・・該当なし

1 5. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 適用する会計基準の変更

当年度より社会福祉法人会計基準（雇児発 0727 第 1 号 社援発 0727 第 1 号 老発 0727 第 1 号 平成 23 年 7 月 27 日）を適用している。

(2) 当法人は当年度より、「賞与引当金」、及び「1 年以内返済予定設備資金借入金」を計上した。

(3) 事業活動計算書における前年度との対比について

当年度は会計基準移行年度であることから、前年度実績の勘定科目の一部を読み替えて表示した（例：未払金→事業未払金、未収金→事業未収金）。また、勘定科目細分化のため、前年度実績表示が大科目・中科目（合計額）のみで、小科目を 0 と表示している科目がある（例：介護保険事業収益、業務委託費）。